県独自の手続について県民・事業者様等による

申請書等の手続の



押印を

茂止

- ※一部、印鑑登録証明書付き実印および金融機関届出印を求める手続は、押 印が必要です。
- ※国の法令等に基づく手続は国の動向等を踏まえて適宜、見直します。

新たに電子メールアドレス欄等を 追加し、利便性の向上を図ります

- ※押印に代わる本人確認手段として、様式に連絡先記入欄(住所、電話番号、電子メールアドレス)を追加し、申請・届出内容の確認等が必要になった場合の多様な連絡手段を確保します。
- ※電子メールアドレスについては、記載がない場合でも適正な申請書等として取り扱います。

兵庫県は、ICT技術を活用した働き方改革、 業務の効率化・高度化等の推進を図るため、 押印の廃止の取組を推進しています。 詳細はこちら



(お問い合わせ先) 兵庫県企画県民部企画財政局新行政課 ☎(078)362-4041 屆 kichou_shingyousei@pref. hyogo. | g. jp